

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年9月1日（火）

9：11～9：25

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○政令 9件

○人事 1件

○配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。「都市再生基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、都市再生特別措置法の改正に伴い、同基本方針において安全で魅力的なまちづくりの推進を図るための措置を追記する等の変更を行うものであります。

次に、政令9件について、御決定をお願いいたします。まず、「地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令」は、第10次分権一括法の一部の施行に伴い、試験研究地方独立行政法人の出資の対象となる事業の範囲を定めるものであります。

次に、「地方税法施行令の一部を改正する政令」は、法人税におけるグループ通算制度への移行に伴う法人住民税に係る特例の細目を定める等の改正を行うものであります。

次に、「国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令」は、地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、国民健康保険の保険料が増加すること等のないよう、関係政令の規定を見直すものであります。

次に、「国土交通省組織令の一部を改正する政令」は、国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに気象庁に気象防災監並びに情報基盤部及び大気海洋部を置く等の措置を講ずるものであります。

次に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、省エネ基準への適合を求める特定建築物の範囲拡大に係る規定等の施行期日を、令和3年4月1日とするものであり、「同法施行令の一部を改正する政令」は、特定建築物の床面積の規模を改める等の改正を行うものであります。

次に、「都市再生特別措置法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月7日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、民間都市開発推進機構が行う金融支援業務に係る対象設備の範囲等を定めるものであり、「権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令の一部を改正する政令」は、居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る土地又は建物の登記について不動産登記法の特例の適用対象に加えるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。根本隆外99名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「原子力白書」及び「労働力調査報告」があります。後程、「原子力白書」につきましては竹本大臣から、「労働力調査報告」につきましては総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から、それぞれ御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をマンマーとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援」に、300億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公

表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、竹本大臣。

○竹本国務大臣：この度、原子力委員会において決定しました「令和元年度版原子力白書」を配布しております。本白書では、平成29年に、当委員会で策定した「原子力利用に関する基本的考え方」の内容を踏まえ、原子力政策に関する現状等を俯瞰的に説明しております。白書等を通じて、国民の方々への説明をしっかりと果たしてまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。7月の就業者数は6,655万人と、1年前に比べ76万人減少し、4か月連続の減少となりました。また、就業者のうち、休業者数は220万人と、1年前に比べ34万人の増加となりました。6月と比較すると、増加幅は56万人の縮小となっています。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者は11万人の増加、完全失業者は2万人の増加となりました。完全失業率は2.9%と、前月に比べ0.1ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく現れており、今後も十分に注視してまいります。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：令和2年7月の有効求人倍率は、季節調整値で1.08倍と、前月を0.03ポイント下回りました。また、正社員有効求人倍率は0.81倍と、前月を0.03ポイント下回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が減少から増加に転じる中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加しており、厳しさがみられます。東京都や大阪府などでは、有効求人倍率が1倍を下回る等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がありますと考えています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に全力を尽くすことに加えて、雇用と生活を守るため、事業主の方の雇用維持の努力を強力に支援するとともに、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組んでいきます。

○菅国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和2年
9月1日〕（火）

◎一般案件

- 資料あり
資あり ○都市再生基本方針の一部変更について（決定）
（内閣府本府）

◎政令

- 資料あり
資あり ○地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令
（決定）（総務省）
- 〃 ○地方税法施行令の一部を改正する政令（決定）
（総務・財務省）
- 〃 ○国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令
（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○国土交通省組織令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通省）
- 〃 ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める
政令（決定）（同上）
- 〃 ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施
行期日を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施
行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）
（同上）
- 〃 ○権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関す
る政令の一部を改正する政令（決定）（法務省）

◎人事

- 資料あり
資あり ☆元郵政事務官根本 隆外99名の叙位又は叙勲に
ついて（決定）

◎配 布

☆令和元年度版原子力白書

(内閣府本府)

☆労働力調査報告

(総務省)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和2年〕
〔9月1日〕（火）

◎一般案件

資料なし ○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連
邦共和国政府との間の書簡の交換について
（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕